# 女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

令和3年3月

玉 村 町

#### 玉村町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3年 3月30日 玉 村 町 長 玉 村 町 議 会 議 長 玉 村 町 教 育 委 員 会 玉 村 町 選 挙 管 理 委 員 会 玉 村 町 代 表 監 査 委 員 玉 村 町 農 業 委 員 会

玉村町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、玉村町長、玉村町議会議長、玉村町教育員会、玉村町選挙管理委員会、玉村町代表監査委員、玉村町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

# 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

# 3. 女性職員の活躍の推進にむけた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町監査委員事務局、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委

員会、町監査委員事務局、町農業委員会において共通の目標とし、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【目標1】

令和7年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を令和2年度の実績(23%)の7%割増、30%以上にする。

係長相当職以上の職員の内訳(令和2年度)

女性	男性	合計
19人	62人	81人
(23%)	(77%)	(100%)

#### 【目標2】

令和3年度から令和7年度の5年間において、育児休業を取得する男性職員の割合を30%以上にする。

育児休業取得職員の内訳(過去10年間)

	女性	男性
平成 23 年度~ 平成 27 年度	対象者 29人	対象者 24人
	取得者 29人	取得者 1人
	(100%)	(4.1%)
平成 28 年度~ 令和 2 年度	対象者 18人	対象者 21人
	取得者 18人	取得者 3人
	(100%)	(14.3%)

#### 【目標3】

令和3年度から令和7年度の5年間において、制度が利用可能な男性職員 の育児参加のための休暇の取得割合を90%以上にする。

# 【目標4】

令和7年度までに、平均超過勤務時間を、令和元年の実績(月9.8時間)から1割以上縮減し、月8.0時間以下にする。

## 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町監査委員事務局、町農業委員会において共通の取組とし、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【目標1に対する取組】

女性職員がいなかった職域をなくし多種・多様な職務機会をつくることで 人材育成を図り、研修等に参加することを通じて、女性職員の意欲や意識改 革に努める。

スキルアップのための外部研修への参加を推進する。

#### 【目標2及び3に対する取組】

各部局に通知等により、制度の周知を図る。

制度利用の可能性がある職員に対し、必要に応じて個別相談を実施する。

#### 【目標4に対する取組】

毎週水曜日のノー残業デーや午後8時消灯の取り組みを推進し、早期退庁を勧奨する。職員の業務分担の見直しを定期的に行い、業務量の平準化を図る。